

令和7年8月25日
文化庁著作権課

「著作権法施行規則の一部を改正する省令案」に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

標記のパブリックコメント募集について、令和7年7月10日から令和7年8月8日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、本件に係る御意見を30件いただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた御意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

主な御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>省令案に賛成する。本改正案は、世界中で蔓延するマンガ海賊版問題への実効性のある対策を可能にするために極めて重要なものであると考える。</p> <p>今回の省令案はプライバシー等の問題を解消し、出版社が著作権設定の登録を受けてその登録事項記載書類を海外当局に提出することが現実的に可能となる。これによって外国でのマンガ海賊版対策を円滑に進めることができるようになると思える。</p> <p>省令改正後も、外国における海賊版対策の強化・促進に必要な施策を継続的に講じていただきたい。</p>	<p>賛成のご意見として承りました。</p>
<p>「著作権法施行規則の一部を改正する省令案」を高く評価する。</p> <p>海外における海賊版対策も大きく前進するものと思われ、今回の省令改正によってペンネームと出版社住所での提訴ができるようになれば、そのハードルは相当に下がると思われる。</p> <p>今回の「著作権法施行規則の一部を改正する省令案」は、その海賊版対策において民間事業者にとって非常に大きな武器となるはずであり、強く後押ししたい。</p>	
<p>「著作権法施行規則の一部を改正する省令案」（以下、「省令案」）を評価し、賛成する。</p> <p>「省令案」では、著作権登録制度において、著作権者の本名や実住所に変えて「公示用氏名」（＝ペンネーム）や「公示用住所」（例えば、出版社の住所）を表示した書類を海外の法執行機関に提出することが可能になる。これにより、海賊版対策が円滑になり、日本のコンテンツ産業のさらなる成長と発展につながるものと思える。</p>	
<p>公示用氏名及び公示用住所の表示に賛同する。プライバシー保護の不安を軽減し、著作権登録のハードルを下げることで、本登録制度がより広く利用され、著作物の保護及び利用のさらなる促進につながると思える。権利者、より原始的には創作者の不安が軽減され、それによって新たな創作活動が喚起される可能性も高まると考える。</p> <p>代替措置の申し出等に係る手続についても賛同する。特に、文化庁長官による厳格な審査が公示用氏名および公示用住所の信頼性を担保する点を評価する。制度利用を委縮させないよう、迅速・効率的かつ円滑な運用に向けた準備を進めていただくことを期待する。</p>	

<p>出版権登録での運用状況を踏まえ、著作権移転や質権設定等、他の登録制度にも同様の代替措置の必要性を検討されることを期待する。</p>	<p>審議会においては、出版権登録以外の他の登録についても、「文化庁において、当該措置を設けることに対するニーズや当該措置の運用に伴うコスト等を検討の上、対応の必要性の程度に応じて同様の措置を適用していくことが期待される」とされているところであり、引き続き、必要な検討を行ってまいります。</p>
<p>著作権の登録制度に実名・実住所以外の公示用の氏名・住所を登録できるようになったことは、プライバシーの観点から進化的である。申出をした上で受理されなければいけないという点は、全ての作者には敷居が高いように思われる。インターネット上の発表が盛んになり個人の発表も容易で活発化したことで、個人の非商業的な活動も活発化・複雑化しており、個人の作者の権利も視野に入れたさらなる柔軟な仕組みが今後求められていくのではないか。</p>	<p>代替措置が講じられた場合でも、被記録者の実名・実住所は引き続き出版権登録原簿等に記録されるため、公示用氏名・住所と実名・実住所の対応関係が不明確となることはないと考えます。記録されている実名・実住所については、民事訴訟における文書送付嘱託、調査嘱託等の手続により確認することができると考えられます。</p> <p>また、代替措置の申出は、被記録者である自然人が対象となるものです。その申出の際には、被記録者の氏名等が記載された証明書（住民票の写し等）、公示用住所が公示用住所提供者のものであることを証する書面（法人の登記事項証明書等）及び公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面の提出を求めることとしており、また、被記録者本人又はその相続人から実名・実住所が記載された出版権登録原簿に係る登録事項記載書類の交付又はその附属書類の閲覧及び写しの交付が請求された際には、交付等を申請する者が被記録者本人又はその相続人であることを称する書面（相続人であることを確認できる戸籍全</p>
<p>後日照会が必要になった場合に備え、公示用氏名・住所と真実の氏名・住所との対応関係を適切に追跡できるガイドライン（エビデンス保存期間や照会手続の明確化等）を整備されたい。</p> <p>その際、商業登記で用いられる代表者住所の非表示措置を参考に、「公示用氏名又は住所が受取人として記載された書面がその公示用氏名又は住所の所在場所に宛てて配達証明郵便により送付されたことを証する書面等」を添付させる規律を設けることで、公示用住所の実効性をより確実に担保できると考える。</p> <p>なお、公示用住所として出版社の所在地が念頭に置かれた議論が行われたと承知しているが、第2号出版権が未設定の場合や出版権が消滅した後等、第三者が作者等に連絡を取ろうとした際にも、遅滞なく確実にアクセスできる措置が制度上講じられることが望ましいと考える。</p>	<p>公示用の氏名・住所への変更や書類の閲覧ができる被記録者本人または親族であるか否かの判断はどのように行うか。</p> <p>また、公示用氏名・住所へ変更された後、出版された出版物の著作権を持つ側が出版権を持つ側へ何かしらの異議申し立てをする際には先に公示用氏名・住所へ問い合わせとなるのか。</p>

	<p>部事項証明書等)の提出を求めることとしています。こうした措置を通じて公示用住所の実効性の担保や、被記録者本人又は親族からの請求であることの担保を図っているところです。</p> <p>「公示用住所」の提供者は、被記録者と連絡をとることのできる者であることを要件としており、例えば代替措置が講じられた被記録者に対し文書を送達することが必要となる場合は、当該公示用氏名及び公示用住所に宛てて送達がされれば、通常、これによって文書は当該被記録者に到達するものと考えられます。</p>
<p>今回の改正は、試験的に導入されるものであることから、その対象は、限定すべきであり、「公示用氏名」の代替措置の申出権者に本人以外の親族を含めるべきでない。</p>	<p>著作者はその一身に専属する権利として氏名表示権を有しているところ、著作者以外にその人格的利益の保護のための措置を講じることができないのは、著作者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹とされています。著作者の氏名表示の法的利益に及ぼす影響を考慮し、これらの者を対象としています。</p>
<p>「当該被記録者が当該著作物の著作者又は当該著作者の配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であるとして代替措置を希望する旨の申出があった場合は」との記載について、パートナーが同性である場合が考慮されていないのではないか。</p>	<p>ご意見として承りました。</p> <p>公示用住所の代替措置に係る申出には、「社会生活を営むのに著しい支障」が現に生じている必要はなく、その「おそれ」があれば申出を行うことが可能です。</p> <p>この場合の「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」があると考えられる例としては、被記録者が住所を非公表としている作家・マンガ家等であり、その住所が公開されることにより、一部のファン等が訪れることによる本人の生活環境の悪化が想定される場合等が挙げられ、こうした理由を申出書に記載いただくことを想定しています。</p>
<p>公示用住所を記載する代替措置の申請条件をもう少し緩和してもよいのではないかと。</p> <p>多くの著作者(特にアマチュア)がSNS等インターネット上で活動している昨今の状況を踏まえると、より公示用住所の記載を申請しやすくなった方が、著作権登録の推進に繋がるのではないかと。</p>	<p>これではプライバシーの保護とは言えないと思う。当該被記録者が社会生活を営むのに著しい支障を生じる恐れがあることが条件になっているが、未然にストーカー等も含むトラブルを防ぐような利用ができず、被害に遭ってからしか利用できない形になっているのではないかと。</p>
<p>大抵の人はこのSNSなどの状況などに鑑み「住所が明らかにされることにより」「社会生活を営むのに著しい支障が生じる恐れ」が直近に迫っているか、かなりの確率で予期されることで変更を希望すると思われ、一抹の不安を感じる。</p>	

<p>「当該被記録者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある」として代替措置を希望する旨の申出があった場合」について、「事が起こらないと動けない」という話にも解釈できる。</p> <p>海賊版による致命的な被害を受けない限り守られない、という話であれば著作者の不安はぬぐわれず、「はじめから事に巻き込まれたくない」という著作者のニーズにも応えられるとなおありがたい。</p>	
<p>社会生活を営むのに著しい支障を生ずる「おそれ」が生じてからでは遅いのではないか。</p> <p>理由によらず、権利者の希望に応じて、代替措置を用いることができるような制度設計にすることを求める。</p>	
<p>「当該被記録者の住所が明らかにされることにより、当該被記録者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある」の対象は、日本に居住するすべての個人が対象になるべきだと考える。</p>	
<p>「当該被記録者の住所が明らかにされることにより、当該被記録者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」の具体例が明示されておらず文化庁長官の裁量に一任しているため適切ではない。</p>	
<p>代替措置が必要であると認める基準が明示されていないように見受けられる。</p>	
<p>文化庁長官の判断によって代替処置を行うか否かを判断するとしているが、実名や実住所から公示用へ変更を許可できると想定される「被記録者が社会生活を営むのに著しい支障を生じる恐れがある」状況や事例を提示した方が、被記録者側が制度を利用しやすいと思う。</p>	
<p>申出がなくとも、「公示用住所」を用いるようにすることで、より申請・登録・精査の手間が省けるのではないか。</p>	<p>被記録者のプライバシー保護は重要である一方で、著作権等に関する権利変動を公示するという登録制度の趣旨を鑑みると、権利変動の当事者等を適切に特定できる情報が公示されることが必要と考えられます。そのため、本改正案では、代替措置を講じるに当たっては、被記録者と連絡をとることのできる者からの承諾を受けて提供された公示用住所を添えて、被記録者が申し出ることとし、これによって権利変動の当事者等を適切に特定できる情報が公示さ</p>
<p>著作者（あるいは出版社等）が本名以外でも自身の判断において著作権者であることを登録できるようになるのであれば賛成する。一方、著作者の許可が無くても利用できるならば反対である。</p>	

	<p>れることを担保しています。</p> <p>なお、代替措置の申出は、被記録者本人又はその代理人が行うことが必要であり、第三者が被記録者本人の意思に反して行うことはできません。</p>
<p>匿名化することで、自身が訴訟を提起されるリスクを減らすのではないかと。社会にとって良い改正ではなく、反対する。</p>	<p>ご意見として承りました。</p> <p>代替措置のうち、公示用住所に係る申出を行う際には、公示用住所が公示用住所提供者のものであることを証する書面及び公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面を提出することとしており、こうした措置を通じて公示用住所の実効性の担保を図っているところです。</p> <p>なお、「公示用住所」の提供者は、被記録者と連絡をとることのできる者であることを要件としており、例えば代替措置が講じられた被記録者に対し文書を送達することが必要となる場合には、当該公示用氏名及び公示用住所に宛てて送達がされれば、通常、これによって文書は当該被記録者に到達するものと考えられます。</p>
<p>この申請の手続きが煩雑さを伴うものであれば形骸化しかねないのではないかと。被記録者からの申出について、マイナンバーカードと連携すれば、迅速に手続きが完了するのではないかと。</p>	<p>ご意見として承りました。</p>
<p>分かりやすく資料を作成して欲しい。</p>	<p>ご意見として承りました。</p>

※このほか、今回の省令改正に関係しないご意見が8件ございました。